

新宮市木材利用促進に関する方針

(目的)

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定の基づき、和歌山県木材利用方針（平成24年和歌山県制定。以下「県方針」という。）に即して策定するものであり、公共建築物等における木材の利用の促進、特に熊野材の利用促進に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

「熊野材」とは、「紀州材認証システム実施要綱（平成22年和歌山県制定）」により紀州材と証明されるもので、当該紀州材に係る同要綱第2条第2項及び第3項に規定される者双方が、新宮市に住所を有するものをいう。また、他所で特殊加工された木材木製品で、熊野材を原料とするものは、これと同様とする

第1 新宮市の区域内の公共建築物における熊野材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

長年育林されてきた人工林が利用可能になってきたものの、依然として林業生産活動は低迷している。このような状況において、熊野材の利用を促進する事は、林材業の活性化はもとより、木材による二酸化炭素の固定化等環境の改善等に大きく寄与するものです。

このようなことから、県方針の趣旨に沿って、熊野材の利用を促進することとし、市が実施する事業はもとより、市民一般の利用に供される公共建築物の木造化・木質化を推進し、熊野材の需要拡大を図る。

第2 新宮市が整備する公共建築物における熊野材の利用の目標

1 市有の公共建築物における木造化・木質化の推進のための具体的方向

市有の公共建築物の新築、増改築及び改修並びに屋外附帯施設の築造に当たっては、以下に掲げる場合を除き、施設の木造化・木質化を推進するものとする。

- (1) 建築基準法等の法令により、木材の利用が適当でないと判断される場合
- (2) 施設又はその部位に要求される機能、性能等の理由により木材の利用

が適当でないと認められる場合

(3) 予算の都合上、不可能な場合

- 2 重点的に木造化を推進する市有の公共建築物は、別表のとおりとする。
- 3 市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、多くの市民等が利用する部分を中心に、内装等の木質化を推進する。

第3 新宮市が整備する公共建築物以外での木材の利用の促進

1 公共土木工事における木材の利用促進の具体的方向

工事を実施するに当たっては、以下に掲げる場合を除き木材の使用について検討を行い、積極的な利用に努めるものとする。

- (1) その工事の設計基準・既定及び関係法令等により、木材の使用が適当でないと判断される場合
- (2) 使用される各部位に要求される機能、性能等の理由により木材の使用が適当でないと認められる場合
- (3) 予算の都合上、不可能な場合

2 物品の調達における木材製品の優先購入

市が購入する物品については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先購入に努めるものとする。

3 木質バイオマスの利用の促進

木質系の未利用資源の利活用に対し、市民への普及啓発に努めるとともに、公共施設での化石燃料の使用を木質系バイオマス燃料に切り換えていくものとする。

第4 その他木材の利用の促進に関し必要な事項

市は、素材生産業者から製材加工に至る全ての林材業に携わる者と連携し、木造化・木質化を推進する意義や有用性について、広く普及啓発に努め、住宅や民間事業所等における熊野材の利用を促進するものとする。

別表（第2関係）

施設用途	木造化を推進する際の重点化の方向		
	建築基準法により要求される耐火性能の区分		
	耐火建築物又は 準耐火建築物と することが要求 されない建築物	準耐火建築物	耐火建築物
1. 庁舎・事務所等 2. 社会福祉施設・病院等 3. 学校等 4. 文化・スポーツ施設等 5. 住宅等 6. 上記以外の施設用途で木 造化することが望ましい 施設	○	△	△
7. 屋外附帯施設等 (東屋。ベンチ等)	○		

○：重点的に木造化を推進するものとする。

△：施設のシンボル性や熊野材の利用促進等の観点から、木材を使用することが適切であると判断される場合は、木造と非木造の組み合わせによる混工法の採用や建築基準法に基づく所要の性能の検証、国土交通大臣の認定などにより木造化及び木質化に努めるものとする。